

Title	戸田貞三における社会学と公民教育
Sub Title	Sociology and civil education of TeizoToda
Author	石原, 晋吾(Ishihara, Shingo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.55 (2002. ) ,p.39- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000055-0039">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000055-0039</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 戸田貞三における社会学と公民教育

### Sociology and Civil Education of Teizo Toda

石原晋吾\*  
Shingo Ishihara

Sociology and Civil Education in modern Japan had closely related to each other. But, today, it seems they are developing apart from each other. Teizo Toda (1887-1955), sociologist in modern Japan, tried to spread Sociology through Civil Education in secondary education. So, referring to his works, this paper tries to re-consider the positions of Sociology and Civil Education in those days and find a way out of the situation of them today.

#### 1. はじめに

日本における社会学は、明治初期の百科全書的な社会科学や哲学・思想から次第に分離し、独立の学問としての形態をとるように至った。特に、加藤弘之や外山正一、有賀長雄らによって官学アカデミズムや講壇社会学のうちに定着していった社会学は、スペンサー (H. Spencer) の有機体説を基盤として発展していった。一方、公民教育は、1872年の「学制」の施行により、福沢諭吉らの欧米道德書を用いて、自由競争概念などの欧米社会思想の積極的な導入をはかったことに始まっている。以後、両者とも、「社会認識の形成や秩序形成への積極的態度の養成」という点で現在までそれぞれの時代の世相や社会思潮を反映しながら発展してきた。

明治・大正期における社会学と公民教育については、次のような関係が認められる。

第一に、加藤弘之らの社会進化論の系譜は、社会学と公民教育のどちらにも同様の古典的基盤であったということである。スペンサー理論の影響を受けた加藤弘之『人権新説』は、当時の社会学で主流であった社会進化論、国家有機体論の出発点として評価できる。秋元律郎や福武直が指摘するように、スペンサー理論は、一方で自由民権運動の思想的な基盤として受容されるのと同時に、この運動に対し、秩序維持をはかる理論的武器として採用されるという、きわめて逆説的な特色をもつ (秋元, 1979, 福武, 1975) が、社会学と公民教育は、『人権新説』という共通の著作を利用してきたのである。

第二に、社会主義思想との関連である。河村望が述べるように、戦前の社会学は、マルクス主義社会科学との対抗の上に、みずからの立場を確立していった (河村, 1975)。また、公民教育の目的の一つは、高揚する社会主義思想への安全弁であった。日本における社会主義思想は、1880年前後に社会問題の一つとしての貧富平等論の中で紹介された。しかし、当時、同じ社会問題の解決や社会改良を目指して

いたとしても、国家主義や社会有機体説が社会学の主流を占めており、建部遯吾によって国家有機体説が体系化され、日本社会学院の設立（1913年）によって名実ともに社会学の主流となり得たことで社会学と社会主義は明確に区別されるようになっていった。それでも、現在でも社会学の重要な領域となっている「社会問題」の存在を社会学に気づかせたという意味での社会主義の功績は大きい。「社会問題」という発想自体が、自由競争や「優勝劣敗＝弱肉強食」に疑問を投げかける社会主義思想にあったとすれば、当時の社会学と公民教育は、社会主義への対抗を打ち出しながらも、「社会問題」という新たな領域を自らの学問あるいは教育内容に採り入れるべく獲得するという恩恵を受けていたのである。

このように、本来互いに関連性を持つ社会学と公民教育であるが、その後は時代を経るごとに徐々に乖離した状態で別々のものとして発展し、現在まで扱われている。また、戦後世代の研究者の中には、社会学を中等教育までの教育内容とは差別化した崇高な学問として扱う研究者も存在する<sup>1)</sup>。フランスやアメリカなどと違い、日本の Social Studies（「社会に対する学び」という最広義）の分野では、「研究は研究者、教育は教育者」という分業体制が確立しており、それぞれ高度に専門化しているのである。

そこで、本論文では、日本社会学史を 1920～1930 年代にまで遡り、当時の社会学界の中心にいた戸田貞三というひとりの社会学者が社会学や公民教育とどう向き合い、どう活動していったのかという足跡をとりあげ、彼が社会学という学問を大学以下の中等教育にも広めようと尽力した「社会学側からのアプローチ」の功績を追うことにする。本論文では、戸田の著作を掘り下げること、国家社会観や天皇制、社会問題といった事項を中心に参照し、戸田の足跡の一端を垣間見ることとする<sup>2)</sup>。そして、学問の閉鎖化が進行しつつある今日における社会学の役割について若干の提言をしたい。

## 2. 戸田貞三の社会学

戸田の業績の評価として、「アメリカの実証的方法を導入し、我が国における調査・実証のパイオニアの役割を果たした」（大道，1966）、「家族を中心とする実証的研究が一貫して地道な分析を経験的におしすすめ、貴重な成果をあげていった」（秋元，1979）というような記述が一般的である。すなわち、「家族研究」「実証的調査研究（社会調査）」という2つのキーワードで捉えられることが多い。もちろん、戸田の活動をこのように捉えるのは正当であるし、『家族構成』（1937年）や『社会調査』（1933年）などの著作は、その分野の研究者にとっては非常に重要な古典となっている。

しかし、富永健一が「戸田の社会学理論は日本社会学史研究でほとんどまともにとりあげられたことのない」（富永，2000）と述べるように、家族研究や社会調査論ばかりが目目されてきた反面、その他の業績が埋もれたまま忘れ去られているのが現状である。小笠原真も、「全領域の吟味と評価こそが極めて重要な意味を有する」（小笠原，2000）と述べ、家族論のみに傾倒しない評価が必要なることを窺わせる。既存の社会学史研究において、戸田の公民教育に関するものは皆無であり、社会学理論と共通する公民教育の教授に関心をもち、公民教育に関する論文や教科書を執筆した戸田の活動の足跡を探ることは非常に重要なことである。

そこで、戸田の社会学論ともいうべき、彼の社会学の基本的枠組みを捉えておく。社会学論の分野での代表的著作には、『社会学講義案』（第一部 1928年、第二部 1933年）と『社会学概論』（1952年）が挙げられる。両著作には一貫した体系が見られるが、ここでは、戸田が公民教育に特に従事した 1930年代の著作である『社会学講義案』の記述を参考に戸田の社会学体系を概観する<sup>3)</sup>。

『講義案』は第一部、第二部に分かれているが、第一部の「緒言」において、社会学の多様性を認めた

うえで、「現代迄にあらわれた多くの社会学的研究は、此二つの傾向の内何れの一つにより多く類似した傾向を持つてあらわれて居る。」として、コント (A. Comte) によって述べられる社会学と、ジンメル (G. Simmel) によって述べられる社会学の2つを挙げ、社会学はコントかジンメルのどちらかの方向に依拠するものであると述べている。第一部では、コントとジンメルの学説を詳述するが、コントの総合社会学または歴史哲学的社会学の傾向を引き継ぐ「コント以後の社会学」として、スペンサーらと並んで有賀長雄や建部遯吾を挙げているのが興味深い。そして、有賀や建部を含むこれらの傾向を「何等社会学に固有の研究分野ある事を明にして居らぬ。」と批判し、「それ故に研究対象の不明瞭なる社会学に対して、学としての存立を否定せんとする者が次第に多くあらはれる様になった。」として、特定の観点から社会について相対的理解を求めようとする研究者が出てきたことを紹介する。テンニース (F. Tönnies) やジンメル、高田保馬である。この後、戸田はジンメルの学説を詳述するが、この時点で既に戸田がジンメルに近い立場を取ろうとしていたことは見て取れる。

次いで、『講義案』第二部では、学説史の紹介から一歩進んで、戸田自身の社会学を展開する。「社会と社会学」「社会関係」「社会過程」「社会の作用」という4つの章で構成されるが、「社会と社会学」の中で「社会学は此如く社会化の態度による合一化、即ち結合と云う方面のみに其研究領域を求める」とあり、戸田の社会学の根底に「結合」という概念があることが分かる (戸田, 1928b, 1933b)。

このように、戸田はジンメルの心的相互作用論を援用しながら、自らの社会学論を展開した。富永は、のちの『社会学概論』をも参照すると、「社会とは意識である」というテーマのもと、心は自我と他者との相互行為を通じて交流しあい、この交流によって自我の意識は他者の意識の中に、そして他者の意識もまた自我の意識の中に広がっていくという、ジンメル的というよりも、むしろミード (G. H. Mead) 的であると指摘する (富永, 2000)。いずれにせよ、建部遯吾に代表されるコント社会学の継承を行わず、心的相互作用を中心に据えた社会学を展開したということである。そして、「建部の教えを受けながら、形式社会学の立場にくみし、「親和関係」を決定的に認めるなど、高田の影響は広く当時の日本社会学界を覆うことになる」(秋元, 1979) とあるように、「社会学第二世代」にある戸田は、第一世代との差別化をはかり、先行する高田保馬に導かれながら、自らの社会学理論を構築していったのである<sup>4)</sup>。

だが、「研究そのものにも思うに委せない状況に立ち至った。昭和暗黒時代は社会学にも大きな陰を落としたのである。こうしたなかであって、僅かに命脈を保ったのが、たとえば戸田貞三」(鈴木, 1995) とあるように、第二世代の社会学は、戦時下に向かう当時の社会状況からすれば、その存在自体が混迷を極めた。戸田は、集団としての家族やアメリカ的な友愛家族論を展開していたが、『家の道』(1942年)では、かつての自らの学説を否定し、我が国の家族制度を民族的なものとして捉えるに至ったのである。河村望は、これは戸田の社会学体系理論の不十分さを露呈するものだとし、「天皇制ファシズムイデオロギーのまえに屈服」と表現しているが (河村, 1975)、「時代」が如何に学問を制約しているかを研究するのが、社会学の一つの課題でもある。また、日本社会学が第二世代に入り、そして、戦時下という「時代」の中で、社会学を公民教育の中でどう教授しようと試みたのかを知ることは、非常に意義深いものとなるだろう。

### 3. 戸田貞三の公民教育<sup>5)</sup>

#### 3-1. 社会学教授の必要性の提唱と戸田の関心の背景

1920年の『日本社会学院年報』には、戸田によるアメリカ中等教育における社会学教授の現状と日本

への導入の提唱が述べられている。

戸田は、アメリカにおいて社会学の応用に関する面、社会学的知識を活かして用いる方面には非常な努力が用いられ、中でも中等学校社会学教授に関する事項なども、アメリカにおいて社会学が国民生活にいかん活用されているかを示すものだとしている。アメリカ社会がなぜ国民に社会学的知識を必要とするかについては、アメリカで理想となっている「世論尊重」という概念に則り、アメリカ国民多数のものに健全なる世論を起こすためには、社会そのものに関する科学的知識が各人の間に普及しなければならぬとしており、「社会問題に関する理解」としての社会学が必要だと考えていた。

1878年頃から、アメリカの各大学の教授や実際に中等教育に携わる人々の間で社会学を中等学校での教授が論じられるようになった。社会学の分野では、1919年に the American Sociological Society の大会報告がなされ、翌1920年には「初等中等学校社会学委員会」が設置された<sup>6)</sup>。こうした状況をふまえ、戸田は、社会学の必要がますます学校教育において高潮していることについて、日本においても世論の勢力が漸次高くなり、かつ社会問題のやかましい今日に於いては、higher common sense として国民がもう少し社会学的知識に親しむ必要があるのではないかと結んでいる(戸田, 1920)。

戸田がこうした提唱をした背景を調べてみると、まず、1920年2月からの2年間の欧米留学がある。この論文が掲載されたのは、同年12月であるから、これは留学先で執筆したものと思われる。そのため、戸田にとっては、単なるアメリカの社会学論文の翻訳に終わらず、より最新かつ実証的な資料を参照して書き上げたのだろう。また、日本社会学の状況に目を向けると、この論文は、日本社会学院調査部による社会学教授に関する報告と同年に発表されたものであるが、戸田が建部遜吾に師事していた以上、調査部の活動は当然承知のことであるし、建部や日本社会学院によって戸田に託された課題と位置づける見方(川合, 1993c)もある<sup>7)</sup>。明らかなことは、戸田が建部の「第一世代」的な社会学論を引き継ぐことはなくとも、建部や日本社会学院の行った「中等教育に社会学を課する」という課題は引き継いでいたのであり、建部と戸田のタテのつながりを新たな視点で捉え直すことができる。それと同時に、戸田も学校教育を通して、国民が社会学に親しむ必要があることを痛切に感じており、後に社会学界と国民が生活する実社会を結びつける公民教育にその役割を担わせようとするのである。そして、戸田にとっては、社会問題の解決こそが社会学の主要項目であるという、アメリカ社会学の実証主義の影響を肌で感じ取ったに違いない。また、「世論尊重」という概念に注目していたのは興味深いところである。1920年頃の日本社会学においては、建部遜吾の社会有機体論に基づく社会学理論の構築がまさに進行中であった。国家社会の側から人間・個人へと関係づける「渾一体」概念が支配的である日本社会学、あるいは日本社会のありかたと比べても、「世論」という要素は、戸田にとっては社会学の可能性を相当広げる見聞であったといっても過言ではないだろう。

### 3-2. 初期公民科教授要目と現代中学公民教科書

アメリカの社会学教授に関する1920年の報告から4年後の1924年、戸田は公民教育講演会において「社会に関する事項」の講演を行った。「人と社会」という後の公民科教科書でも重要となる項目を中心に、公民教育で扱われるべき内容について一通りの口述を行ったものである。既に実業補習学校では1920年の時点で公民科が導入されていたため、これを踏まえたものと考えられるが、4年後に出される著作『社会学講義案』で述べる事柄と同様のことを述べており、公民教育に携わる者の前で社会学の講演を行ったということは、社会学と公民教育の間に概念を共有するものを認識していたわけである。「我が家」「親子」という項目が設けられ、家の重要性和その中心を占める親子関係を重視した内容を述べて

いるが、同年に「親子中心の家族の特質」という研究論文<sup>8)</sup>が発表されており、家族社会学の研究成果は是非とも公民教育に反映させたい事柄であったようである。

1931年の中学校に公民科が設置されるにあたり、戸田は文部省の教授要目に基づき、『現代中学公民教科書(上・下)』を執筆した<sup>9)</sup>。

当該教科書上巻の冒頭では「懐かしい我が家」と題し、「旅に出て、如何に海山の自然の美や、変った土地の珍しい風物に、魂を奪はれていても、やがては歸心矢の如く、ただ我が家のみが懐かしくなる。」と始める一文は、私的随筆かと錯覚するほどの読者すなわち生徒を引きつける表現であり、「人の生活そのもの」である社会学の要素を巧みに採り入れたものである。「我が家」を「人生の慰安場」「平和の楽園」と表現していることも興味深い。公民科においては、建部遯吾や日本社会学院が社会学教授で示した方針とは異なり、特に皇室や国体観念を独立した章で扱うことはしておらず、各章の記述に取り混ぜることで自然な修得を目指していた。家制度の重要性を論じ、日本の国家が皇室を家長と仰ぐ一大家族であることや、さらに、親子関係においても、我が子が我が家の子であるとともに国家の一員であることにも触れ、国家永遠の隆昌を記述している。

第2編の第1章「人と社会」は、具体的事実の「我が家」の内容を受けて、やや抽象的に人と社会の関わりを説くものである。「人間は孤立して生活し得るものではなく、必ずや相扶けて、其の生活を完うし得るものである。」という一文で始まるこの項目は、戸田にとっては自らの社会学理論を直接的に発揮できる場面であるが、もっぱら「共存共栄」の精神を説くに終始している。戸田も教授目的として「本章の教材は公民科全教材を通じて最も重要な部分であって、実に全公民科教材の序説であると共に、又其の結論であると言わねばならぬ。」(戸田, 1933c)と述べており、この章の重要性を力説している。「社会の態様」として、「自然社会」「人為社会」の区別を紹介しているが、教員向けの教授資料では、さらに進んで「ゲマインシャフト」と「ゲゼルシャフト」概念にも触れている。具体的な事実の導入で生徒を引きつけた前章「我が家」に比べると、記述が飛躍し、唐突すぎる観は否めない。この点については、「出来るだけ噛み砕いて生徒の頭脳の程度にぴつたりと筋るやうな教授をするだけの周到なる用意を忘れてはならない。」(戸田, 1933c)として、講演式に教授することを避け、「演習」を実施する<sup>10)</sup>等の具体的な方法をとるように推奨している。これらは、現代の社会科教育の問題点にも通じるものであり、既に1930年代に戸田が教授方法まで指示しているのは現在の社会科教育に携わる者にとって学ぶところは多々あるだろう。

次に注目したいのは、第4章「神社」である。神社への崇敬の心が国民道德の根幹であり、「我々が神々を祀り、国家の隆運を祈り、一家の安泰を念ずる意味の中には、常に敬神の念と、崇祖の心とが渾然と合一して居る。これ一般の宗教には、絶対に見られないところの感情であり、全く我が国独自のものであって、此の心理状態は、他国民の容易に了解し難きところである。」と説明するが、このことが「宗教とは全然其の趣を異にする」「神社の奉祀は宗教と何等関係なく、すべての宗教の上に超越している」理由であるとして、神社が宗教とは全く異なるものであることを表明する。

下巻では、国家社会観や社会問題といった分野の記述が見られる。

まず、第1編第1章「国家」では、「国家は社会の一態様であつて、其の最も進歩発達したものである」ということを確認し、「いづれの国民でも、国家の保護を思はぬ者はなく、又其の隆昌を願望しない者はない。」と述べている。下巻は次の学年(多くは中学校5年次)における公民科の教授であり、その最初の章である。戸田も、「国家」の学習は上巻における「人と社会」に相当するほどの重要な項目であると

述べている(戸田, 1933c)。次いで国体概念に触れるが、日本の君主国体が国体の形態の中で最も完全なものであり、未だ主権の所在に関して疑義の起こったことがなく、国体上の動揺を来したことが一度もない。つまり、建国の精神が一貫していることを高く評価する。そして、皇室と臣民を父子関係に見立て、皇室及び国家のために我々が奮励努力しなければならないことを明らかにしている。戸田によれば、従来の法制科においては、主として天皇の国法上の地位に主眼をおいたが、公民科では君臣間の道徳的關係すなわち皇室の道徳的權威を明らかにすることを核心としているという(戸田, 1933c)。このことは、戸田が心的社会学に関心を抱いていたことと合致するものである。

第4編「社会の進歩」は、社会問題や社会改善といった事項を扱う最終項目である。第1章「社会問題」において、その意義を「社会生活上の理想と現実の不調和」に求め、発生原因として社会制度の欠陥、産業上の方法の变革、思想の変遷を挙げている。これは、建部遯吾や日本社会学院が示した「社会の進歩により交互に現れる秩序期と無秩序期のうちの無秩序期」(日本社会学院調査部, 1922)という概念とは大いに異なるものである。同じ公民科教科書でも、高田保馬は、社会問題を「国民中のある部分と他の部分との間の利害の衝突や不調和」(高田・森口, 1931)としている。また、戸田のかつての著作においては、「分配」という事項を念頭に置いて、「得と損」という観点から新たな形式を建設しようとする時に社会問題が出てくるものと述べている(戸田, 1924)。そこから一步進んで、社会問題に対する感覚が「理想と現実の不調和」であることは、「社会問題の発生は大きく見れば人間の思想発達の結果であり、解決していきさえすれば社会をますます進歩させる」と肯定的な評価をしていることとも相まって、個々人の思想発達や理想といったものの存在を認めることを暗に窺わせる側面でもある。

そして、「理想実現作用」の結果が文化であると説明する最終章「世界と日本」につながる。同章では、力の威力に屈するよりは、徳の光を慕うという国民からの要求があることも付け加え、そして、最後に東西文化の交錯する場所にある日本は、両者のよいところをも採り入れ、最高の文化を創出する国であることを力説して記述を終える。

こうして見てくると、戸田は公民科指導要目という枠の中で自らの社会学を少しでも実現しようと尽力したことが分かる。しかし、なにぶん制約の強い教科書執筆にあたっては、自らの社会学論が十分発揮されないばかりか、矛盾する論理をも書かなければならない苦勞が見え隠れする。前述した「社会問題」の項目に見られるように、戸田にとっては、個々人の思想発達を重視する自らの姿勢、保守的であり平坦な記述を求める文部省の要目、そして、民主主義や個人主義の発達の一方便、「国体」に代表されるように上から押さえつけられる形の日本社会の仕組みという、数々のしがらみの中で模索しながら執筆した苦心の作であることが窺える。

### 3-3. 改正公民科教授要目と新制中学公民教科書

中学校では1931年に設置された公民科であるが、1935年にその教授要目が改正され、以降に出版される教科書は改正要目に準じて執筆された。また、そうでなくとも、徐々に戦時下に入っていく日本の国家体制を鑑み、改正要目以前から執筆内容や論調が変化した教科書も多い。松野修は、戦争が本格化する中で「知育偏重」という明治以来繰り返されてきた批判にあって、非合理的な発想がますます幅を利かせ、社会認識を客観的に教授するために設けられた公民科は、再び主情主義的な修身科に吸収されてしまったと捉える(松野, 1997)。実際に、公民科が修身科に吸収されたのは、1943年のことであるが、ここでは戦時下という社会状況に対して戸田がとった論調を論文や教科書を参照して考察していきたい。

主な改正点は、改正前にあった上巻の「人と社会」という大項目を削除し、「我が国」という大項目を配置したことである。上巻で国家構造をはっきりと呑み込ませ、下巻で次に国民生活の内容に関することを述べていこうとするものである。戸田はこれについて「中等学校では抽象的になり易い事項は出来る丈除き、具体的に説明せられ、はっきりと生徒の心に響き、生徒の関心を引き起こし易いものを項目として出すのがよい」という理由と、「人と社会」という場合に、日本では「社会」という言葉の意味が不明瞭であることを挙げている。ただし、公民科においては、具体的歴史的に存在する団体生活とそれに所属している人々との関係を明瞭に理解させ、団体生活をなす者としての実践を体得させようとするところに主眼がおかれており、「人と社会」が削除されたことは、社会生活に関する事項を全く説かなくてよいというものではなく、「我が郷土」「我が国」といった他の項目で引き続き協同生活の意味を扱っていくことが必要だと述べている（戸田、1935c, 1939b）。

改正公民科要目に基づき、戸田は1937年、『新制中学公民教科書（上・下）』を執筆している<sup>11)</sup>。

冒頭の「我が国」では、公民科の精神は本章に集約されているとした上で、「国運の発展は、固より宏遠な皇謨のしからめるところではあるが、また御稜威を中心と仰ぐ一国一家・君民一体の体制にもその根源を発している。」とはじめに記述し、「我が国運は旭日昇天の勢を以て興隆」「君命一下、忽ち全国民が結束して動く」といった文章が連なる。ここで着目したいのは「公民」という語の説明である。初期要目では、「公民（こうみん）」という語は「地方自治」の項目で初出し、「満25歳以上の男子で禁治産者でない者」といった条件を掲げて定義していたが、改正要目では「おほみたから」と読ませて、「我等の心身は、もとこれ我等のものではなく、我が大君へ捧げまつた天皇の大御実である」という文脈のもとで、「我が国」の章の中で「公民」としての自覚を促している。

第2章「我が家」は初期要目でも冒頭に設置されていたものであるが、その内容は大きく変化している。「懐かしい我が家」といった論調は排除され、もっぱら家族制度と忠孝一本の家の生活が説かれる。これについて戸田は論文の中で、家を「人生航路の投錨地」と位置づけ、「我が家」を整えることが君国のために尽くすことであるという論理のもとで一家の和合を重視したと述べている（戸田、1937a）。また、家の神事に関する事項も同章で扱われる。初期要目では「神社」として独立していた項目であるが、神社の項目を家や郷土、国体等の場面に応じてそれぞれの章で扱うことにしたのである。「神社の奉祀は宗教と何等関係なく、すべての宗教の上に超越している」とした以前の記述を反映し、生活のすべての場面に神社が関わっていることを重視したものと考えられる。

第5章「国体」は、以前に比べ、天照大神らが登場する経緯を詳細に説明し、我が国が神国である所以を認識することに重点が置かれている。「我が大日本帝国は神国である」という端的な一節も見られ、神国としての精神統一をはかるべく各種祭祀の存在を述べている。そして、天皇に対する「臣民の本分」として「自由権」「参政権」等が列挙されているのが特徴的である。これらの権利は初期要目では「帝国憲法」の項目内に置かれていたが、改正要目では、その帝国憲法をも「臣民の本分」として扱われている。それほど精神統一に重点を置いていたわけであるが、それは、次章「国憲と憲法」中の「法と道徳」にある「今日では道徳の一部が法であり、法の一部が道徳である」という記述からも窺える。逆に言えば、客観的・公正的であるべく法さえも、「国体」という一種独特の社会状況においては、その効力を発揮し得なかったのである。そして、上巻の最後には「奉公の大義」として、西洋における個人本位の世界の考え方や我が国の考え方は異なり、君国のために一身を修め、一家を齋へるところに、皇国民の真の面目があることを述べて記述を終えている。



次いで、下巻の第 1 章「国民生活」では、「社会問題」の内容も取り扱われているが、初期要目で述べられた社会問題の意義や発生要因に関する記述は、本文では一切扱われなくなっている。そして、こうした社会問題の解決に古来皇室によって社会事業が営まれていることに際し、「恵まれぬ民草の上に御心を注がせ給ふ皇恩の忝なさに、ただただ感泣するの外はない。」としているのが特徴的である。

そして、第 8 章「国民文化」においても、君民一体の理想こそが我が国の文化を生々躍動せしめる原動力であることを記述する。ここで、「宗教」に関する記述も見られるが、憲法で信教の自由が保障されている以上、宗教の善し悪しについては述べられていない。しかし、「時としては国境を超越し、我が国体や国民性と相容れない信仰箇条をもつ場合も少なくない。(中略) 教義を批判し、以て誤った信仰に陥ることなく、臣民たる本文を欠くことのないやうに」として、ここでもやはり国体重視の姿勢が貫かれているのが分かる。改正要目で追加された項目に「国防」があり、下巻の第 9 章として扱われている。改正要目に基づく教科書では、「武力による解決はやむを得ないところである」「今日の国際関係は、事実殆ど軍備の均衡によって、平和を維持して居る現状である」という記述が見られ、論調は大きく転換している。しかし、「我が国の使命」で述べられるように、君民一体の精神に基づく国体の宣揚こそが重要であり、「大和の精神」をもって東洋民族の指導の任にあたること必要であることを示して下巻を終えており、武力に関しても、国体の宣揚のための一つ的手段として位置づけられ、教授されていたのである。

こうして見てくると、やはりどの項目においても根本に貫かれていた事柄は一つであり、それが戸田も述べるとおり「国体観念を明確にすること」(戸田, 1937a) であることは明らかである。社会学者にとって、数々の制約との葛藤を余儀なくされる当該「時代」における教科書の中で、果たして戸田がどれだけ自らの社会学観を盛り込むことが出来たのかは、戸田が 1942 年の著作『家の道』において、かつての自らの家族理論や学説を突然否定したことも相まって、考察に値するところである。ひとりの社会学者としての戸田の社会認識という点を深く探る必要があるだろう。

#### 4. 戸田貞三の社会学と公民教育との関連

戸田をめぐる社会的環境の変化を追ってみると、まず、建部遯吾による強力に体系化された社会学理論という存在があった。1920 年代後半の欧州留学も、建部の命令によったことは戸田自身も書いていることである。しかし、アメリカで中等学校への社会学教授の実態に触れたことは、相当な刺激となった。もちろん、建部や日本社会学院も社会学教授に関心を持っていたが、やはりアメリカの実証主義という社会学の流れに対抗できるものではなかった。さらに、戸田は 1919 年に設立された大原社会問題研究所の専任研究員を務めていたが、当時の日本の社会学が未だ理論中心であったのに対し、社会問題を深く追求し、社会救済や社会事業のための学問的な研究という研究所の姿勢は、実際の社会事象を捉えて研究することの重要性を戸田に知らしめたのである。そして、「我々社会学の研究に従事する者に課せられた課題は、この学問の研究分野に於ける理論的実証的研究をますます深めていくとともに、今後研究の成果が国民生活の実践と出来るだけ強く結びついていくようにすべきである」(戸田, 1941a) とあるように、「時代」の制約の渦中にあっても、社会学を研究者内での閉鎖化した学問から脱却させ、実社会での活用に努めるという姿勢を明確にした。そして、より具体的で生徒を引きつける要素を巧みに用いながら、公民教育にその思いを託していったのである。

実際、家族研究の第一人者だけあって、「我が家」など家族に関する記述は、他の公民科教科書とは比

類できない高度な記述をしているし、社会学基礎論を凝縮した「人と社会」の項目においても、これほどまで一貫した論理を明確にした執筆者も珍しい。これは、社会学の成果を公民教育に活用できることの証明でもある。

だが、果たして戸田は自らの執筆した教科書に本当に満足していたのだろうかという疑問が出てくる。それは、先に述べたように、君臣間の道徳的關係や天皇に対する忠誠を説いておきながら、「社会問題」の項目では個々人の思想発達や理想を認めるなど、戸田の執筆した教科書そのものの記述にも現れてくる。また、1931年の公民科成立時すなわち初期要目では、もっぱら個人主義を説く執筆者が最低でも2割程度は存在したのに対し、数年後の要目改正の頃にはゼロになっているという松野修の指摘からも窺え、戸田もその渦中にあったことは十分推測できるからである。松野は、初期には個人主義を説いていたが、要目改正に前後して国粹主義や民族主義の姿勢を明確にしていた公民教育関係者の例として戸田を挙げている（松野、1997）。こうして見てくると、戸田の公民教育に対する情熱は、同時に社会学と公民教育、そして「時代」の制約をめぐる葛藤の歴史であったといっても過言ではないだろう。

戸田は、公民科の成立期に相当する1930年代前半までにおいては、大正デモクラシー等の社会思潮と重なり、社会学を様々な制約から一瞬解き放った人物の一人であった。それは、戸田が、建部や日本社会学院に代表されるような講壇社会学の系譜からは一步抜きん出て、19世紀の社会学第一世代的視点を180度転換し、方法論的个人主義を明示し（富永、2000）、米田庄太郎の心的社会学に影響を受けたこと、また、国家社会観に関する論文をみても、「各国民の差異を尊重し、強調することが必要」（戸田、1912）という旨の非常にソフトな印象を与えることから推測できる。また、アメリカの経過を紹介する論文（戸田、1920）でも、「世論」という要素を持ち出していることから窺える。それだけに、自らの社会学基礎論を凝縮した「人と社会」の項目の記述に見られるように、自らの理論や主張を明確に訴えるべく一貫した論理を明確にすることが重要だったのではないだろうか。

しかし、戸田の記述も1935年の要目改正によって変化する。要目改正以後の戸田の教科書に「明治維新以後に於ける西洋文化の流入に際し、国民性と国家の歴史とを無視してかかる超国家的個人主義思想に至つては、国民戒めて、その排除に努力した。」という記述があるように、超国家的個人主義批判を展開するのである。だが、第二次大戦後の戸田の社会科教科書において、要目改正以前の「人と社会」の記述の復活を目のあたりにするとき、戸田の社会学や公民教育論の展開が「時代の制約」「時代からの解放」という両極を行ったり来たりしていたことを窺い知ることができる。戸田は決してそれまでの個人主義の論理を放棄したのではなく、単に心底に「温存」していたにすぎないのである。戸田は、1939年の公民教育に関する論文の中で、ひとりの人間が置かれる様々な集団や立場で葛藤することを「社会的矛盾」と表現し、「此様な義理と人情との社会的矛盾に挟まれて、人々は幾多の悲劇を繰り返しつつある。（中略）我々は此矛盾克服の常道をはつきりと会得して居なければならぬ。」と述べている（戸田、1939b）。そして、国家への忠誠を示すなどの国民としてなすべく要求が最上位に立つ公人関係の重視を掲げているが、戸田というひとりの人間もこの葛藤に苛まれていたことであろう。社会を考察すべく研究者という立場、国民としてなすべく要求、そして、その国民を教育すべく教科書を執筆する立場など、「社会的矛盾」を最も痛感していたのは戸田自身ではないだろうか。戸田は、単に「時代」に制約されただけでなく、自分自身をめぐる様々な葛藤を経た上で、公民教育に関する活動に取り組んでいたのである。こうした推測に対しては、手紙や日記、通信文までを含む丹念な分析が急がれるところである。戸田をはじめ、当時の社会学や公民教育に携わる者自身の社会認識にどのような影響が存在したのか、あ

るいは、彼らがどのような重圧や葛藤と向き合っていたのかということは、今後の研究課題である。

## 5. む す び

以上、日本社会学史における戸田貞三というひとりの社会学者を軸に、社会学の根本的イメージを公民教育を通して普及させようとした実例を捉えてきたが、当時の社会学を考えるには、やはり学問の置かれた社会状況や「時代」そのものを切り離して捉えることはできない。1920～1930年代の日本社会学を察するに、本来、社会学が対象とすべき「人間が生きる世界」というもの以上に、「時代」に制約された学問像というものが浮かび上がってきた<sup>12)</sup>。「輸入科学」として流入した自由な学問であるはずの社会学は、社会主義と混同される等、いわば、その学問的性格ゆえに、「時代」に逆行できず、また、「時代」の中で突出した先駆的特徴を打ち出すことさえできず、逆に「時代」に順応しながら、社会学の系譜をかろうじて維持していったのである。とりわけ批判される建部遯吾においても、彼の理論の基礎となる進化論や有機体論自体は、社会学の一潮流であり、学史研究の立場からは、何ら批判される理由はない。だが、これが天皇を中枢とみる国家観に結びつくときや、国体の論理と結びつけることによって建部が提唱した理論となるのであり、逆に言えば、天皇制は、単に理論を規範化させるための材料にすぎなかったのである。

ところで、社会学および公民教育に共通する古典的基盤を加藤弘之『人權新説』に求めることが可能であることは先に述べた。教科書検定制度等の制約を受ける中で発刊された当該書は、その後の社会学と公民教育の方向付けを考える上で重要であり、公民教育がこの時点で既に検定を通じた国家という「時代」の制約を受けていたのと同時に、本来、市民革命や個人主義をも容認できる自由な学問であるはずの社会学も、既に「時代」による制約を受けていたということになる。「時代に制約された社会学」そして「時代に制約された公民教育」の原点を感じるものである。

このような数々の制約という「時代」の渦中において、自分自身をめぐる様々な「社会的矛盾」を抱えていた戸田貞三というひとりの社会学者が、社会学と公民教育に共通する理念を痛感し、学問を大学以下の教育を通して普及させようとした足跡は十分評価できるものである。また、特に「人と社会」の記述に代表されるように、社会学の根本的イメージを平易に説いていたことは、戸田の功績として非常に重要である。彼の一連の活動について、社会学界に身を置く我々は、これらを正しく理解し、忘れてはならないものである。そして同時に、21世紀を迎えた今日、何かと閉塞した状況にある社会学の新たな可能性を探る際に、よき指針を与えるものである。本来互いに関連性を持つ社会学と公民教育であるが、その後は乖離した状態で別々のものとして発展し、現在まで扱われている。「時代」の制約のない自由な環境に置かれた今日の社会学は、流入してくるものすべてが新鮮であり、それらをひたすら追う日々が続いている。しかし、それによって忘れ去られたものや失ったものは多い。例えば、日本独自の社会的現実即ち社会学手法や、戸田ら戦前の社会学者の存在、そして、彼らが「時代」という制約や「社会的矛盾」に直面しながらも、それらと向き合い、葛藤し、社会学の根本的イメージを教育を通して明らかにしようと尽力した足跡である。

我々は、学問の創生や教育において実に自由な時代に生きている。それにも関わらず、学問は閉鎖化し自足化し、「学問を知りたければ大学へ行け」という風潮が相変わらず蔓延としている。かつて戸田は、「社会問題のやかましい今日においては、国民がもう少し社会学的知識に親しむ必要があるのではないか」と述べた(戸田, 1920)。それを実現させるのは、学問に携わる者の役割の一つなのである。

## 注 釈

- 1) この点について、新明正道は、戦後社会学と社会学の関わりについて、社会学者の意見が皆無であることは、社会学者は現実の社会の動きに対する感覚が鈍っていることの証明であると評した(新明, 1953)。また、清野正義も、大学の一般教養科目として「社会学」が相次いで設置されてきた戦後において、大学教員の大量生産が行われたことから、社会学研究者が教育に無関係とは言えないということと関連づけ、「教育と研究の統一」が必要であることを論じている(清野, 1982)。
- 2) ここでは、教科書等の記述、雑誌、論文、講演録に現れた教育関係者自身の社会認識に注目する。これは、公民教育における社会的規範意識の質を規定するのは、教育関係者自身の社会認識であり、さらに彼ら関係者自身が抱いていた規範意識の質は、同時に、ひと世代前の公民教育の成果でもあるからである。このことは、本論文において、一方で戸田の社会学論を捉える際に、彼が著した論文や著書、発表稿を参照すると同様であり、社会学と公民教育の両者を同じ土俵で参照するという構図を鮮明にすると考える。なお、戸田の執筆した公民科教科書は、使用される学校の種類に応じて、例えば『現代農業公民教科書』『現代女子公民教科書』等、複数存在している。しかし、これらは記述の内容は共通であり、表紙を付け替えた程度の違いしかなく、代表して中学校のものを引き合いに出すこととする。
- 3) 同書を参照するのは、これが大学での講義用の教科書としての役割をもっていたため、公民教育の分野での戸田の記述を参照するには、最も適したものであるという理由もある。
- 4) 富永健一は、日本社会学史において、社会有機体論と社会進化論、総合社会学に特徴づけられる外山正一、有賀長雄、建部遯吾を「社会学第一世代」とし、その後の新しい社会学理論を開拓した高田保馬、戸田貞三、松本潤一郎を「社会学第二世代」と区分している(富永, 2000)。
- 5) 当該時代までの一応の公民教育史を概説しておく。なお、本論でいう「公民教育」とは、近代日本における社会認識に関する教育課程を一括して研究主題として設定する広義の「公民教育」概念を採用しながらも、戸田貞三との関連を踏まえ、1931年以降の「公民科」を主軸としている。1870年代から欧米道徳書の翻訳などによる教育が開始された。福沢諭吉『学問ノススメ』などが著名である。その後、改正教育令による欧米道徳書の排斥により、空白期間が存在するが、1900年、「法制及経済」という科目が設置され、中学校や実業補習学校に導入された。ただし、法制経済以外の事項についての希薄さが指摘され、1920年に実業補習学校で、1931年に中学校で「公民科」が設置された。公民科の設置目的については、社会主義思想対策であったのと同時に、並行して教授されていた「修身科」だけではデモクラシーの流れに対応できないという理由があったとされている。
- 6) アメリカにおける中等教育での社会学教授推進者の例として、ノース・ダコタ大学のジレット(John M. Gillette)、ミズーリ大学のエルウッド(Charles A. Ellwood)がいる。また、関係論文には、L. L. Bernard, 1909, The Teaching of Sociology in the United States や F. R. Clow, 1910, Sociology in Normal Schools などがある(出典はともに The American Journal of Sociology)
- 7) 戸田が師事していた建部遯吾(東京帝国大学教授)は、1913年、日本初の本格的な社会学の学会である「日本社会学院」を設立し、1916年に設置された「調査部」では、「高等教育及中等教育に社会学を課するの議」(1920年)、『社会学教科書』の編纂(1922年)をはじめ、社会学を大学以下に教授・普及させることに関心を持った。日本社会学院は建部の支配力が強く、また、当時の日本で構築された社会学理論は建部のみであったから、建部の唱える一貫した国家有機体論に基づく社会学を普及させようとしていた。ただし、実際に中等教育に社会学が教科目として導入されることはなかった。
- 8) 『思想』第34号、岩波書店。
- 9) 『現代中学公民教科書』の構成は以下の通りである。  
上巻  
第1編 家庭生活 [第1章 我が家(家庭生活、我が国の家族制度、戸主と家族、親子、親族、婚姻、戸籍、相続)、第2章 一家の生計(家計、財産)]  
第2編 社会生活 [第1章 人と社会、第2章 職業、第3章 教育、第4章 神社、第5章 宗教、第6章 公安、第7章 農村と都市、第8章 交通]  
第3編 経済生活 [第1章 生産、第2章 農業、第3章 工業、第4章 商業、第5章 企業組織、第6章 貨幣及び金融(貨幣、物価、信用、金融機関)、第7章 経済と道徳]  
第4編 地方自治 [第1章 地方自治、第2章 市町村、第3章 市町村会、第4章 市町村の事務、第5章

市町村の財政, 第 6 章 府県]

下巻

第 1 編 国家統治 [第 1 章 国家, 第 2 章 皇室と臣民, 第 3 章 立憲政治 (立憲政治, 帝国憲法, 臣民の権利・義務), 第 4 章 帝国議会 (帝国議会の地位・組織, 衆議院議員の選挙, 帝国議会の作用, 政党), 第 5 章 国务大臣・枢密顧問, 第 6 章 行政官僚 (行政官僚, 官吏), 第 7 章 国法, 第 8 章 裁判所 (裁判所, 訴訟・刑罰), 第 9 章 財政 (予算及び決算, 租税, 公債)]

第 2 編 国防と外交 [第 1 章 国防, 第 2 章 国交, 第 3 章 国際協同]

第 3 編 国勢の伸張 [第 1 章 我が国の産業 (我が国の産業, 我が国の外国貿易, 資源の開発), 第 2 章 人口と風土 (人口と風土, 海外発展)]

第 4 編 社会の進歩 [第 1 章 社会問題 (社会問題, 現代の社会問題), 第 2 章 社会改善 (社会政策, 社会事業及び社会教化), 第 3 章 世界と日本]

- 10) 戸田は、「ロビンソン物語」を批判することを例に挙げている。ロビンソン・クルーソーは孤島に漂着したが、本船に引き返して材木等の大工道具や食料を家に運んだ。これは、結局のところ、社会生活の成果があるのであり、彼の 20 年余の生活は、孤独生活に見えて、実は社会生活の継続であった。すなわち、「社会を離れた個人」は存在できないということを露呈しているというものである。

- 11) 『新制中学公民教科書』の構成は以下の通りである。

上巻

第 1 章 我が国 (我が国, 我が大君, 我等御民), 第 2 章 我が家 (我が家族制度, 家の生活, 家の存続, 家計), 第 3 章 我が郷土 (1) (我が郷土, 郷土の伝統, 協同生活), 第 4 章 我が郷土 (2) (郷土と地方自治, 自治の精神, 市町村の自治, 府県), 第 5 章 我が国体 (肇国の本義, 天皇の統治, 臣民の本分, 国体と祭祀) 第 6 章 国憲と憲法 (帝国憲法及び皇室典範制定の由来とその本義, 立憲政治, 法令, 法と道徳), 第 7 章 帝国議会 (帝国議会, 議会の協賛, 議員の選挙), 第 8 章 政府・枢密顧問 (国务大臣, 枢密顧問, 行政官僚, 行政と国民の協力), 第 9 章 裁判所 (裁判所と検事局, 民事・刑事の訴訟, 司法と国民の協力), 第 10 章 国政の運用と我等の責務 (国運の隆昌と政治, 遵法と奉公), 関係法規条文

下巻

第 1 章 国民生活 (我が国民生活と国民性, 国民保健, 社会改善), 第 2 章 職業 (国民生活と職業, 分業と職分, 職業の選択, 勤労と創造), 第 3 章 国民経済 (我が国民経済, 生産と消費, 企業, 所得, 経済と道徳), 第 4 章 産業 (我が国の産業, 資源の開発, 技術の進歩), 第 5 章 流通 (貨幣と物価, 商業, 金融), 第 6 章 財政 (我が国の財政, 予算と決算, 租税, 官業, 公債), 第 7 章 海外発展 (我が国の貿易, 移住民と拓殖), 第 8 章 国民文化 (我が国民文化, 学芸・宗教・教育, 国民文化の発展), 第 9 章 国防と国交 (国防と兵役, 国防と国力, 国際協力, 国交と国民), 第 10 章 我が国の使命 (世界に於ける我が国の地位, 我が国の使命, 我等の覚悟), 関係法規抜粋

- 12) 一見すると、「時代」という語は「国家」という語でも代用できる感もする。確かに、ここで使用する「時代」とは、戦時体制に向かいつつある国家の政策による様々な要素を指しているのであるが、当該時代を生きる人々を制約しているのは、国家と個人という関係だけではない。個人どうしが互いに影響しあい、制約を受けることも考えられる。「村八分」的な疎外を恐れて世間体を気になければならないといった制約等が挙げられるだろう。今後の議論の発展の可能性を含めて、「時代」という語を使用した。

## 文献一覧

- 赤坂静也, 1929, 「公民教育と社会学」『社会学雑誌』第 66 号  
 秋元律郎, 1979, 『日本社会学史一形成過程と思想構造』早稲田大学出版部  
 ———, 1993, 「戦前における日本社会学の展開とその問題」『社会学史研究』第 15 号  
 岩栗現昭, 1918, 「米国社会学教科の盛況」『日本社会学院年報』第 6 年  
 内山秀夫, 1993, 「解題—日本の現在と大正国家の源流」日本社会学院調査部編『現代社会問題研究』別巻 (復刻版), 龍溪書舎  
 大島正徳, 1931a, 「教育と公民科」『季刊社会学』第 1 輯  
 ———, 1931b, 「公民科の心」『丁酉倫理会講演集』第 343 輯  
 大森 正・谷敷正光・森茂岳雄・大友秀明, 1997, 『社会科教育研究』梓出版社  
 小笠原真, 2000, 『日本社会学史への誘い』世界思想社

- 梶山雅史, 1988, 『近代日本教科書研究—明治期検定制度の成立と崩壊—』ミネルヴァ書房
- 加藤弘之, 1882, 『人権新説』(=1972, 『日本の名著・34』中央公論社)
- 唐津富太郎, 1955, 『教科書の歴史』創文社
- 川合隆男, 1988, 「『日本社会学会』の設立とその後の経緯」『慶應義塾大学法学研究』第61巻5号
- , 1993a, 「解題—日本社会学院と『現代社会問題研究』叢書」日本社会学院調査部編『現代社会問題研究』別巻(復刻版), 龍溪書舎
- , 1993b, 「刊行にあたって」川合隆男編『戸田貞三著作集』第1巻, 大空社
- , 1993c, 「解題II」川合隆男編『戸田貞三著作集』別巻, 大空社
- , 1998a, 「建部遜吾—渾一体としての国家社会有機体説と日本社会学院の主宰」川合隆男・竹村英樹編『近代日本社会学者小伝』龍溪書舎
- , 1998b, 「戸田貞三—家族社会学の創始者」川合隆男・竹村英樹編『近代日本社会学者小伝』龍溪書舎
- , 1999, 「建部遜吾の社会学構想—近代日本社会学のひとつの底流」『慶應義塾大学法学研究』第72巻5号
- , 2001, 「戦時下における雑誌『年報社会学』の軌跡」『慶應義塾大学法学研究』第74巻3号
- 川合隆男・竹村英樹, 1998, 「はしがき」川合隆男・竹村英樹編『近代日本社会学者小伝』龍溪書舎
- 河村 望, 1975, 『日本社会学史研究(上・下)』人間の科学社
- 欽喜隆司, 1988, 『アメリカ社会科教育課程の成立—展開過程の研究』風間書房
- 木村正義, 1925, 「公民教育概論」『丁酉倫理会講演集』第278輯
- , 1931, 「公民教育の問題」『季刊社会学』第1輯
- 清野正義, 1982, 「視点—社会科と社会学」『ソシオロジ』第84号
- 蔵内数太, 1931, 「公民教育及び社会教育に就いて」『季刊社会学』第1輯
- 桑原敏典, 1999, 「アメリカ中等社会科における社会学教材—教材「社会学」「社会学ストラテジー」を事例として—」『岡山大学教育学部研究集録』第110号
- 斎藤正二, 1976, 『日本社会学成立史の研究』福村出版
- 塩原 勉, 1998, 「日本の社会と社会学」高坂健次・厚東洋輔編『講座社会学1・理論と方法』東京大学出版会
- 下出隼吉, 1931, 「歴史的に観たる本邦に於ける社会学と公民教育の関係」『季刊社会学』第1輯
- 新明正道, 1953, 「社会科と社会学」『社会学研究』第7号
- 鈴木幸壽, 1995, 「近代社会学」鈴木幸壽編『新版 社会学史』学文社
- 大道安次郎, 1966, 『日本社会学の形成—9人の開拓者たち』ミネルヴァ書房
- 高田保馬・森口繁治, 1931, 『中等新公民教科書(上・下)』三省堂
- 田野崎昭夫, 1997, 「日本の講壇社会学の確立期をめぐる若干の考察」『中央大学文学部社会学科紀要』第7号(通巻第169号)
- 東京大学文学部社会学研究室編, 1954, 『東京大学文学部社会学科沿革75年概観』東京大学文学部社会学研究室
- 戸田貞三, 1912, 「跋論」日本社会学院編『現代社会問題研究』第14巻 国家社会論 冬夏社(=1993復刻, 龍溪書舎)
- , 1920, 「米国に於いて社会学及社会問題を中等学校の生徒に教授することに関する従来の経過」『日本社会学院年報』第8年[12]
- , 1924, 「社会に関する事項」『公民教育講演集』実業補習教育研究会[8]
- , 1927, 「1927年に於ける日本の社会学界」『経済往来』第2巻12号[12]
- , 1928a, 「昭和3年社会学界」『経済往来』第3巻12号[12]
- , 1928b, 『社会学講義案 第一部』弘文堂[12]
- , 1931a, 「社会学の二潮流を理解せよ」『受験界』第12巻9号
- , 1931b, 「都市と農村」『季刊社会学』第1輯[9]
- , 1931c, 「高等試験の社会学について」『受験界』第12巻4号
- , 1931d, 『現代中学公民教科書(上・下)』中文館
- , 1932a, 「社会学」岩波講座『哲学』第10回, 第12回配本, 岩波書店[12]
- , 1932b, 「社会変動の一局面」『経済往来』第7巻8号[12]
- , 1932c, 『現代女子公民教科書(上・下)』中文館
- , 1932d, 『現代中学公民教科書(上・下)修正』中文館
- , 1933a, 「学校教育と職業指導」『教育』第1巻9号[8]

- 戸田貞三, 1933b, 『社会学講義案 第二部』弘文堂[12]
- , 1933c, 『公民科教材及教授法講座 第一巻』中文館
- , 1934, 「具体的生活の理解に努めよ」『受験界』第 15 巻 4 号
- , 1935a, 「家族と外部社会」『学校教育』第 264 号[11]
- , 1935b, 「社会学の本質に就いて」『受験界』第 16 巻 3 号
- , 1935c, 「公民科教授要目改正について」『教育思潮研究』第 11 巻 4 号
- , 1935d, 「選挙粛正と公民教育に関する各方面の意見」『公民教育』第 5 巻 8 号
- , 1935e, 『改選中学公民教科書(上・下)』中文館
- , 1936a, 「理論と実際との融合を図れ」『受験界』第 17 巻 11 号
- , 1936b, 『改選公民科教材及教授法講座 第一巻』中文館
- , 1936c, 『改選女子公民教科書(上・下)』中文館
- , 1937a, 「新要目における家の生活の意味」『公民教育』第 7 巻 7 号[14]
- , 1937b, 『新制中学公民教科書(上・下)』中文館
- , 1937c, 『新制女子中学公民教科書(上・下)』中分館
- , 1938a, 「職業とその分野の変遷」『公民教育』第 8 巻 10 号[8]
- , 1938b, 「職業分野の変遷」『職業指導』第 11 巻 6 号[8]
- , 1938c, 「職業分野の変遷 二」『職業指導』第 11 巻 6 号[8]
- , 1938d, 「文部省視学委員復命抄(公民科)」『公民教育』第 8 巻 3 号
- , 1938e, 「公民科視察所見」『中等教育』第 87 号
- , 1939a, 「社会的考察の必要」『受験界』第 20 巻 1 号
- , 1939b, 「公人関係と私人関係」『公民教育』第 9 巻 5 号[14]
- , 1939c, 「郷を出て郷を見る」『公民教育』第 9 巻 7 号
- , 1941a, 「日本社会学会を中心として」『社会学』第 8 輯[14]
- , 1941b, 『新制中学公民教科書 修正(上・下)』中文館
- , 1943, 『新制中学公民教科書 修正 4 版(上・下)』中等公民教科書
- , 1948, 「建部先生の思ひ出」『社会学研究』第 2 巻 1 集[14]
- , 1949, 「社会教育法と民間社会教育団体」『社会と教育』第 4 巻 8 号[14]
- , 1950, 「社会教育の隘路」『社会教育』第 9 巻 6 号[14]
- , 1951a, 「社会教育の調査について」『教育統計』第 5 巻 8 号[11]
- , 1951b, 「社会生活のみかた」戸田貞三監修『高校社会科概説—われわれの社会生活の基本的諸問題—(上)』日本出版協同株式会社
- , 1953, 「学究生活の思ひ出」『思想』第 353 号[14]
- , 1954, 「よりよき社会教育法のために」『社会教育』第 9 巻 6 号
- 富永健一, 2000, 「高田保馬・戸田貞三・鈴木栄太郎と 20 世紀社会学」『社会学史研究』第 22 号
- 仲 新, 1949, 『近代教科書の成立』日本図書センター
- 日本社会学院調査部, 1916, 「帝国教育の根本方針」『日本社会学院年報』第 4 年
- , 1920, 「高等教育及中等教育に社会学を課するの議」『日本社会学院年報』第 7 年
- , 1922, 『社会学教科書』同文館
- 日本社会学会, 1925, 「社会学と高等試験及中等教育」『社会学雑誌』第 16 号
- 林博太郎, 1930, 「公民教育の意義」『丁酉倫理会講演集』第 337 輯
- 福武 直, 1975, 「日本社会学」阿閉吉男・内藤完爾編『社会学史概論』勁草書房
- 船越源一, 1931, 「公民教育及び公民科の我が国の教育制度上に於ける沿革」『季刊社会学』第 1 輯
- 堀尾輝久, 1957, 「《公民》および公民教育について」『教育学誌』第 1 号
- 松野 修, 1997, 『近代日本の公民教育』名古屋大学出版会
- 武藤拓也, 1995, 「アメリカ社会科成立期における社会科学関連諸学会の提案」『北海道大学教育学部紀要』第 69 号
- 森部英生, 1977, 「大正デモクラシーと公民教育の形成」『東京大学教育学部紀要』第 17 号
- 森分孝治, 1989, 「初等学校における社会科学と社会学習—アメリカ社会科教育成立史の断面—」社会認識教育学会編『社会教育の理論』ぎょうせい
- 柳澤泰爾, 1928, 「普選の実践より見たる大衆の政治教育とその教育」『社会学雑誌』第 50 号

矢吹慶輝, 1931, 「公民科と宗教的情操の涵養」『季刊社会学』第1輯

吉田熊次, 1915, 「学校と社会」『日本社会学院年報』第2年

綿貫哲雄, 1931, 「公民学」『季刊社会学』第1輯

※戸田貞三著作のうち、『戸田貞三著作集』に収録されているものは、その収録巻数を [ ] 内の数字で示している。